

認定コミュニティ活動状況資料

南湖地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 7
委員名簿	8 ～ 9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	1 0 ～ 1 4
当該年度の活動計画書及び収支予算	1 5 ～ 1 6

(参考：まちぢだより 8 号)

特定事業の概要	1 7
特定事業活動報告書及び収支決算	1 8 ～ 1 9

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

南湖地区では、6ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、体育振興など様々な分野で数多くの団体が活動しています。また、地域活動の拠点としての南湖会館や、各種団体の活動の場となっている南湖公民館などの施設があり、住民は互いに和を尊重し、ふれあいと助け合いのもと、おだやかな生活環境のなか、日々の生活を送っています。

近年、少子高齢化や核家族化により地域の絆は希薄になりつつあり、家族や地域で解決してきた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。この理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうする取り組みが、新たな地域コミュニティです。

南湖地区では、住民が和を尊重し、ふれあいと助け合いがいつまでも続く地区であり続けるために、新たな地域コミュニティの取り組みを進め、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、「南湖地区まちから協議会」を設立することとしました。

認 定 基 準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R6年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する南湖地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図3」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「南湖地区の単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（11）に規定あり。（（5）、（9）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）南湖地区社会福祉協議会の代表 （7）南湖地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）南湖地区ボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （4）西浜地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （3）西浜学区青少年育成推進協議会の代表 （6）西浜学区子ども会連合会の代表 （10）西浜小学校PTAの代表 （11）西浜中学校PTAの代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（11）（（5）、（9）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（14）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第22条～第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

南湖地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館（茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する南湖地区（以下「南湖地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (6) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 南湖地区の単位自治会の代表
- (2) 南湖地区社会福祉協議会の代表
- (3) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
- (4) 西浜地区体育振興会の代表
- (5) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
- (6) 西浜学区子ども会連合会の代表
- (7) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
- (8) 南湖ボランティアセンターの代表
- (9) 安心安全まちづくり協議会の代表
- (10) 西浜小学校 PTA の代表
- (11) 西浜中学校 PTA の代表
- (12) 公募による者
- (13) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、25名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の選任及び任期)

第9条 会長は総会において委員の互選により選任する。

- 2 役員は総会において委員の中から選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し会長の任期は3期までとする。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 南湖会館及びしおさい南湖の事業報告及び決算に関すること。
- (4) 南湖会館及びしおさい南湖の事業計画及び予算に関すること。
- (5) 本会の役員の選任及び解任に関すること。
- (6) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員及び準委員の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (4) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (5) 部会の設置、廃止及び協議の投げかけに関すること。
- (6) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (7) 各部会が協議した事項に関すること。
- (8) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

(10) 住民への周知に関すること。

(11) その他委員及び準委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第19条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第21条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関する
こと。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第22条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(南湖会館及びしおさい南湖の管理運営)

第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営は、本会の中に設ける地域施設管理運営委員会
が行う。

2 地域施設管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 書記及び会計の補佐に関すること。
- (2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、南湖会館管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月1日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月22日から施行する。

令和4年4月1日～令和6年3月31日

南湖地区まちぢから協議会 役員名簿

令和5年4月22日現在

	役 職	氏 名	所 属
1	会長	三觜 健一	下町自治会会長
2	副会長	亀山 計次	南湖地区社会福祉協議会会長
3	副会長	秋本 武久	西浜安全・安心まちづくり推進協議会代表
4	書記	鈴木 亜由	西浜学区子ども会連合会会長
5	会計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長
6	監事	久保田勇三	推薦委員 久保田監事逝去につき茶屋町自治会重田誠会長が就任
7	監事	丸山 克己	西浜地区体育振興会会長

令和6年度 南湖地区まちぢから協議会 運営委員名簿

令和7年2月28日現在

	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	三 觜 健一	下町自治会会長
2	副会長	岡崎 敏一	上町自治会会長
3	副会長	丸山 克己	西浜安全・安心まちづくり推進協議会会長
4	会 計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長
5	書 記	秋本 武久	推薦委員
6	監 事	久保田勇三	推薦委員
7	監 事	蓮本 敏	南湖地区社会福祉協議会会長
8		富所 重行	中町自治会会長
9		重田 誠	茶屋町自治会会長
10		加藤 譲司	鳥井戸自治会会長
11		五十嵐静一	新南湖自治会会長
12		鈴木 葉子	西浜学区青少年育成推進協議会会長
13		坂口 秀一	西浜地区体育振興会会長
14		倉本 政市	南湖地区老人クラブ連合会会長
15		加藤 光子	南湖ボランティアセンターセンター副会長
16		加藤 翔子	西浜学区子ども会連合会会長
17		宮内 美穂	西浜中学校PTA代表
18		高野 奈緒	西浜小学校PTA副会長
19		鈴木 暢夫	公募委員

南湖地区まちぢから協議会 令和6年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 4月20日	定期総会	出席者：17名 議 事：議案第1号 令和5年度南湖地区まちぢから協議会事業事業報告について 議案第2号 令和5年度南湖地区まちぢから協議会収支決算について 議案第3号 監査報告（南湖地区まちぢから協議会） 議案第4号 令和5年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業報告について 議案第5号 令和5年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算について 議案第6号 監査報告（南湖会館・しおさい南湖） 議案第7号 令和6年度南湖地区まちぢから協議会及び地域施設管理運営委員会の役員の選任について 議案第8号 令和6年度南湖地区まちぢから協議会事業計画（案）について 議案第9号 令和6年度南湖地区まちぢから協議会収支予算（案）について 議案第10号 令和6年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業計画（案）について 議案第11号 令和6年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算（案）について
5月17日	役員会	定例会について
5月18日	運営委員会	定例会
6月14日	役員会	定例会について
6月15日	運営委員会	定例会
7月12日	役員会	定例会について
7月13日	運営委員会	定例会
8月16日	役員会	定例会について

8月17日	運営委員会	定例会
9月13日	役員会	定例会について
9月14日	運営委員会	定例会
10月11日	役員会	定例会について
10月12日	運営委員会	定例会
11月15日	役員会	定例会について
11月16日	運営委員会 研修会	定例会 研修会
12月13日	役員会	定例会について
12月14日	運営委員会	定例会
令和7年 1月17日	役員会	定例会について
1月18日	運営委員会	定例会
2月14日	役員会	定例会について
2月15日	運営委員会	定例会
3月14日	役員会	定例会について
3月15日	運営委員会	定例会

(2) 部会【広報部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 6月11日	広報部会	「まちぢだより南湖」第7号（令和6年9月）発行について
9月 5日	広報部会	「まちぢだより南湖」第7号（令和6年9月）発行について
9月19日	広報部会	「まちぢだより南湖」第7号（令和6年9月）発行について
9月26日	広報部会	「まちぢだより南湖」第7号（令和6年9月）完成・入荷
10月 7日	広報部会	「まちぢだより南湖」第7号（令和6年9月）発行・配布
令和7年 1月16日	広報部会	「まちぢだより南湖」第8号（令和7年3月）発行について
2月 2日	広報部会	「まちぢだより南湖」第8号（令和7年3月）発行について
2月21日	広報部会	「まちぢだより南湖」第8号（令和7年3月）発行について
3月11日	広報部会	「まちぢだより南湖」第8号（令和7年3月）完成・入荷

(2) 部会【防災部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 6月26日	防災部会	合同防災訓練について
7月25日	防災部会	合同防災訓練について
8月20日	防災部会	合同防災訓練について
9月 8日	防災部会	合同防災訓練について
10月23日	防災訓練	合同防災訓練について
11月 2日	防災部会	合同防災訓練（台風の為中止）
令和7年 1月18日	防災部会	防災対策課による防災講和

2 事業の実施

実施予定日	事業の名称	内容・実施体制・参加者数
令和6年8月18日	南湖地区納涼盆踊り	・雨天のため8月17日から18日に延期 ・南湖地区納涼盆踊り実行委員会 ・約1,000人が参加 （中学生の自主作成した浴衣での盆踊り参加や手芸品の販売が好評）
令和6年8月31日 （荒天のため中止）	南湖地域懇談会 （旧市民集会）	「茅ヶ崎海岸全体の浸食状況と西浜海岸について」 ・南湖地区まちぢから協議会 ・藤沢土木事務所の担当者から得たテーマへの回答を役員内で共有した。
令和6年11月2日 （台風のため中止）	合同防災訓練	避難所受付訓練 ・ 防災部会
令和6年9月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第7号発行
令和7年3月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第8号発行

(1) 南湖地区納涼盆おどり

実 施 日 令和6年8月18日（土）

会 場 西浜小学校

参 加 者 約1,000人

概 要 南湖地区納涼盆踊り実行委員会を中心に、地域住民の交流と新しい担い手の発掘を目的に実施した。

内 容 猛暑の中、6自治会の役員が会場設営や片付け等、参加者と積極的にコミュ

ニケーションを取り楽しく活動できた。団扇を作成・配布したことにより、事業への参加意識を高めることができた。学生による太鼓と踊りに参加した小中学生や、子ども会の保護者の協力を得ることができ、より若い世代とのコミュニティの醸成に繋がった。

そ の 他 令和6年7月27日（木）第1回実行委員会



（2）広報活動（広報紙の発行等）

概 要 令和6年9月、令和7年3月に広報紙「まちぢだより南湖」を発行し、南湖地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

また、令和6年2月にリニューアルした南湖地区まちぢから協議会のホームページを頻繁に更新し、情報発信の強化に努めた。

（3）その他

- ・ 令和6年 6月 2日（日） 海岸美化キャンペーン
- ・ 令和6年 11月 16日（土） 南湖地区まちぢから協議会研修会・懇親会



- ・ 令和7年 1月 19日（月） 南湖地区まちぢから協議会賀詞交歓会



令和6年度 南湖地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
繰越金	13,673	13,673	
市補助金			
助成金 (市民自治推進課)	510,000	510,000	運営費等助成金250,000 特定事業助成金260,000
助成金 (防災対策課)	50,000	0	地区防災訓練補助金
小計	560,000	510,000	
雑収入			
自治会分担金	45,000	45,000	連合会45,000
会費	180,000	200,000	賀詞交歓会2,000×41人(82,000) 委員研修会懇親会 6,000×19人、4,000×1(118,000)
その他	10	63	利息(63)
小計	225,010	245,063	
合 計	798,683	768,736	

支出の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
事務消耗品費	20,000	109,661	・事務用品 アダプター 2,400 印鑑ケース 330 インク 1,980 ウイルスバスター 14,960 ポリ袋 1,204 養生テープ 660 不織布靴カバー 10,138 防災用インク 1,958 インク・ケーブル 7,130 マイクスピーカー 65,340 ブラカップ、紙皿 3,561
会議費	60,000	0	総会費用、会議費用
運営費			
渉外費	40,000	61,770	西浜中学校入学祝 5,000 西浜小学校入学祝 5,000 茅ヶ崎花火協賛金 10,220 会費 4,000 連絡会負担金 10,000 連絡会研修費 6,000(3,000×2) 新春風揚げ会費 10,000 手数料 550 連絡会懇親会費 5,000(1,000×5) 連絡会画賀詞交換 6,000(3,000×2)
事業費	180,000	215,749	委員研修会懇談会 118,000 コース:114,000(6000×19)、4,000(4,000×1) 賀詞交歓会 101,310 飲料:24,265(お茶2L×4本、ビール350ml×7ケース、その他酒類) 食品:63,000(厚田村)、10,584(イヌイ)
その他	50,000	5,200	電波利用料
防災部会	90,000	0	防災訓練使用
広報部会	80,000	73,700	広報誌(7号:38,500、8号:38,500)
予備費	18,683	0	
小計	538,683	466,080	
特定事業			
南湖地区納涼盆踊り大会	260,000	301,571	特定事業盆踊り大会 団扇:60,000 保険料:9,800(保険料9,310、 手数料490) 電気設備工事:216,000(撤去168,000、仮設 36,000、電球6個12,000) 印刷製本:15,771(ポスター3,500部8,221、ち らし100部7,550)
小計	260,000	301,571	
繰越金	0	1,085	
市への返還金	0	0	
合 計	798,683	768,736	

南湖地区まちぢから協議会 令和7年度事業計画書

1 運営委員会・役員会

(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の報告

行政からの依頼・連絡事項、連絡会での協議事項等の報告を行います。

(2) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議を行います。

(3) 各委員の活動内容及び課題の情報共有

各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

2 事業の実施

(1) 地域懇談会（旧市民集会）

テーマを決めて担当部署との協議を行い、最終的に行政責任者との意見交換を行います。

(2) 南湖地区納涼盆おどりの企画運営

実行委員会を立ち上げ、前回実施の内容を踏まえて企画・実施を行います。

(3) 防災訓練

南湖地区の各自治会及び防災リーダーで構成する防災部会が企画運営を行います。

(4) 協議会活動の周知

ホームページや広報、回覧等を通じて活動の周知を行います。

3 活動周知の充実

(1) 広報紙の発行

広報紙の情報内容を検討し、定期的な情報発信を目指します。

(2) ホームページの充実

「南湖地区まちぢから協議会」のページについて管理運営体制を検討・充実し、定期的な情報発信を目指します。

令和7年度 南湖地区まちぢから協議会 予算書

収入の部

項 目		予算額	内 訳
繰 越 金		1,085	
補 助 金		570,000	
	運営等助成金	250,000	運営等助成金 250,000円
	特定事業助成金	320,000	特定事業助成金 320,000円
	地区防災訓練補助金		
雑収入		235,100	
	自治会分担金	45,000	連合会:45,000円、防災訓練:51,000円
	賀詞交歓会等会費他	190,000	賀詞交歓2,000x35人、研修会等6,000x15人
	その他	100	利息
合 計		806,185	

支出の部

項 目		予算額	内 訳
運 営 費	【本部】	340,000	
	事務消耗品費	20,000	事務用品、消耗品、印刷代
	会議費	0	総会費用、会議費用他
	役員活動費	70,000	
	事業費	200,000	賀詞交歓会、地域懇談会他
	その他	50,000	電波利用料他
	【防災部会】	50,000	防災訓練費用他
	【広報部会】	80,000	広報費他
小 計		470,000	
特 定 事 業 費	委託料	320,000	盆踊り大会
小 計		320,000	
予備費		16,185	
市への返還金		0	
合 計		806,185	

*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。



まちぢだより南湖

南湖地区敬老福祉のつどい

今年度も地区社協最大イベントの南湖地区敬老福祉のつどいを9月22日(日)にしおさい南湖で開催する事が出来ました。南湖にお住まいの75才以上の方々105名の参加があり、市社協の協力による車輛での送迎は24名のご利用がありました。

今年度は昼食を会場で取れるよう中休みを入れ、多くの実行委員のお力添えのもと10時から14時頃までゆったりとお楽しみいただきました。上町祭囃子保存会、サザンdeよさこい、ジーバス、下町甚句会、地域包括支援センター「れんげ」、マカラプア・フラ・スタジオ、西浜中学校吹奏楽部のみなさまに会場を盛り上げていただきました。

佐藤市長、水島市社協会長のご挨拶を頂き、参列頂いたご来賓の方を含め多くの方々に催しを楽しんでいただけたと思っております。

(記：南湖地区社会福祉協議会)



しおさい南湖門前縦看板



マカラプア・フラ・スタジオ
によるフラダンス



南湖会館 南湖ふれあいまつり

令和6年11月10日「南湖の笑顔が集う場所」をテーマに第21回南湖ふれあいまつりを行いました。開会式には、行政より塩崎副市長や自治推進課の方々、また市内コミュニティーセンター各館の代表の方々にご来賓として参加いただき、ご挨拶をいただきました。その後、1階では模擬店が開かれ、焼きそばやフランクフルトなどの販売でにぎわいました。

また、利用者によるサークルの発表会では、太極拳やフラダンス、バレエなど、日頃の練習の成果が発表され、展示コーナーでも西浜小、中学生による絵画や木彫り手芸等々の作品の展示が行われ、見学する人達でにぎわいました。午後からは1階で子どもの広場を開き、ゲームコーナーやポップコーンなど子ども達と楽しく遊ぶことができました。色々な世代の地域の人達との交流ができ、たくさんの方々の笑顔を見ることのできた一日でした。(記：南湖会館)

民生委員児童委員の募集について

民生委員児童委員の任期が今年11月30日に終了します。

2025年12月以降の民生委員児童委員を募集しています。任期は3年です。年齢制限はありません。活動の基本は①困っている人に「気づく」②その人たちを専門機関に「つなぐ」③その後も日常を「見守る」です。民生児童委員になってから、様々な研修があります。先輩民生委員児童委員の方がサポートします。やってよかったと思うようになります。適度に担当地域を散歩できます。連絡は各地区の自治会長にお願いします。

しおさい南湖 自主事業



「ふれあい紙しばい」

今年で13回目となるしおさい南湖主催の「ふれあい紙しばい」が南湖地区老人クラブ連合会と学区子ども会の協力の下、令和6年8月21日（水）老人憩いの家しおさい南湖で行われました。

今回の紙しばいは、過去に高齢者と子ども達で協力して作った紙しばいの中から3題が選ばれ、鳥井戸長寿会の司会進行により上町寿会、中町老壮クラブ、下町長栄会がそれぞれ披露しました。

また、紙しばいのお礼として学童「いるか倶楽部」の元気いっぱいのダンスも披露されふれあい紙しばいを終了しました。

「新春しおさい歌のひろば」



2月19日（水）10時より老人憩いの家しおさい南湖で、9回目となる「新春しおさい歌のひろば」を開催しました。

例年、申込みの人数が20名を超えた場合は抽選を行い、歌う順番を決めています。今年もおかげさまで申込みが定員数を超えましたが、今回は全員参加でおこなうことができました。

開催までの数日は暖かい日が続き、梅の花も各所で満開となりましたが、当日は真冬に戻ったような肌寒い天気でした。それでも会場は元気な仲間たちであふれ、春を呼ぶ歌声がひびきわたりました。



「夏休み子ども映画会」

8月1日（木）10:00から「A Dog's Journey（僕のワンダフル・ジャーニー）」を低学年向けに、13:30から「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」を高学年向けに上映しました。

午前午後合わせて60名ほどの参加がありました。声を出して笑ったり、感動する場面では目を潤ませたりと、みな真剣に映画を観てくれたようです。

ご年配の方からも「見ていいの？」と声をかけられ、子ども達と一緒に楽しんでいただきました。

今後は年齢を限定せず参加してもらいたいと思います。

（記：西浜学区子ども会）



「ちょこっと休憩所」

近年の気候変動では夏の猛暑日が続き、外出中に体調を悪くする人が多く出ております。その対策として茅ヶ崎市では市の関連施設に、炎天下の駆け込みスポットとしてのクーリングシェルター設置協力が呼びかけられました。危険な暑さから身を守り、誰もが一時的に休息ができる場所です。熱中症対策として6月から10月までの間、開放されます。

南湖会館は施設要件としては十分な対応が難しい建物でしたので、1階エレベーター前のスペースにイスを置き「ちょこっと休憩所」として、炎天下の休み処を同期間提供しました。

もっと知りたい！
私たちのナンゴ

エピソード3：鳥井戸

鳥井戸の地名の由来は「鶴嶺八幡宮の大鳥居がある鳥居場所」という意味合いで、昔の書物は鳥居戸と表記されている。この鳥居戸の「居」は鶴嶺八幡宮の「居」そこに鳥居が存在するから来ていると思われる。

鳥井戸橋・・・下を千の川が流れ、相模川上流から運ばれた物資なども柳島湊を經由して、小舟で鳥井戸橋のたもとで売買されていた。

この橋から見る富士山は、歌川広重の東海道五十三次名所絵図に描かれている「南湖の左富士」である。

（記：鳥井戸自治会）

南湖地区まちぢから協議会ホームページで歴史・文化など南湖の魅力を紹介しています。閲覧はコチラから！⇒<https://chigasaki-machiren.org/nango/nango-presen/>

（または「南湖地区まちぢから協議会」で検索ください♪）



特定事業の概要（南湖地区・納涼盆踊り）

南湖地区では、西浜地区体育振興会主催（西浜学区青少年育成推進協議会、自治会、南湖地区社会福祉協議会、婦人会、老人会、子ども会共催）で祭を開催してきたが、近年では会場設営スタッフの高齢化や運営予算の縮小等の課題から、事業の継続が困難な状況に陥っている。

また、南湖地区の伝統文化は継承者の高齢化に伴い、その機会が年々減少しており、世代間交流を通じて伝統文化を継承する機会が求められている。

（１）事業の概要

○会場は西浜小学校校庭とし、櫓、太鼓等必要な物品は協議会をはじめ、関係団体所有の物品を最大限活用し、電飾については有資格者に設置を委託する。また、有資格者のボランティア協力を経て費用の軽減を最大限図る。

○盆踊り企画については、別添「事業実施体制」のとおりとし、南湖地区の伝統文化を継承するため、「南湖麦打唄」を演目に盛り込む。

○模擬店については、別添「事業実施体制」のとおりとし、利益が出ない程度の価格設定等をルールとして出店希望団体を実行委員会内で募集する。

○まちぢから協議会のぼり旗の設置やチラシを配架、オリジナル団扇を作成して活動周知を図る。

○開催の周知については、チラシを作成し各家庭に配布、掲示板、ホームページ等で情報発信を行う。

○運営を通じた世代間交流を図るために、模擬店の設営・片付けや販売協力など、西浜小・中学校生徒の協力を得る。

○事業実施後は、実行委員会で振り返りを行い、次年度に向けた課題や展望について話し合う。

○新型コロナウイルス等感染症対策のガイドラインを参考に、基本的な感染防止対策をしながら実施する。

（２）事業のねらい

・老若男女を問わず南湖地区住民が一堂に会して交流できる事業として「南湖地区納涼盆おどり」を実施し、住民相互のコミュニケーションを図り、南湖地区の文化を継承する機会とする。

・本事業を通じて南湖地区まちぢから協議会の活動を幅広い世代に周知する。

（３）令和６年度実績

猛暑の中の開催となり、参加者を懸念していたが、老若男女問わず多くの地域住民が訪れ大盛況であった。盆踊りでは、下町自治会の力強い太鼓と民踊会の模範踊りを中心に大きな輪ができ、参加者同士のコミュニケーションが生まれ年齢を問わない多世代間の交流を促すという目的が達成できた。

また、猛暑対策と南湖地区まちぢから協議会のPRを兼ねて作成した団扇500本（製作費60,000円）が好評を博し、多くの参加者の手に渡ったことから、協議会の周知と、新たな担い手の発掘につなげるという目標も達成できた。

特定事業実施報告書（南湖地区・納涼盆踊り）

事業実施報告

事業の実施内容	活動内容	大人と子どものふれあいの場として南湖地区住民が一堂に会した交流、文化継承、新たな担い手発掘を目的に南湖地区納涼盆おどりを実施した。		
	活動期間	令和6年6月1日～令和6年12月31日		
	実施体制	南湖地区納涼盆おどり実行委員会	周知方法	回覧、掲示板、全世帯にチラシ配布、地区内の小中学校・公共施設へチラシ・ポスター配布
	参加者数	約1,000人	実施日	令和6年8月18日（日）
事業の目的や効果は達成できましたか		猛暑の中の開催となり、参加者を懸念していたが、老若男女問わず多くの地域住民が訪れ大盛況であった。盆踊りでは、下町自治会の力強い太鼓と民謡会の模範踊りを中心に大きな輪ができ、参加者同士のコミュニケーションが生まれ年齢を問わない多世代間の交流を促すという目的が達成できた。 また、猛暑対策と南湖地区まちぢから協議会のPRを兼ねて作成した団扇500本（製作費60,000円）が好評を博し、多くの参加者の手に渡ったことから、協議会の周知と、新たな担い手の発掘につなげるという目標も達成できた。		
事業を計画的に実施することができましたか		実行委員会会議と計画どおり実施できたが、開催日は悪天候のため予備日の8月18日に実施した。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		悪天候による実施日延期に伴い、電飾装置配線工事の人員を増員した費用と賠償責任保険費用の増額分、当初予定していなかった団扇の作成により予算計画から超過した費用は南湖地区まちぢから協議会から負担金を支出した。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		事業開始前に事業についての意見を募った。9月14日に南湖地区まちぢから協議会内で南湖地区納涼盆おどり反省会と今後について意見交換を実施した。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		猛暑の中、6自治会の役員が会場設営や片付け等を分担して行い、模擬店や協議会ブースの運営をとおり参加者と積極的にコミュニケーションを取り楽しく活動できた。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		会場入口には南湖地区まちぢから協議会のブースを設置し、活動状況をわかりやすくまとめたパネルの展示や、南湖地区まちぢから協議会の名前を印字した団扇を作成・配布し活動の周知に努めた。 地元の中学生在が、授業や部活で作成した浴衣を着て盆踊りに参加したり、物販ブースで手芸品を販売したりと活躍をしてくれ、大変好評であった。 学生による力強い太鼓や、伝統の麦打唄の継承、そして小・中学生から高齢者まで幅広い年代が盆踊りに参加してくれたことで、世代間の交流を深めることができコミュニティの醸成に繋がった。イベントの運営についても、子ども会の保護者の協力を得ることができ、より若い世代に活動の理解を得られた。また、スタッフ以外の一般参加者が準備や片付けに協力的で、参加者を巻き込んだ運営をすることができた。		

課題と今後の展望について	南湖地区にはイベントを開催する会場がないため小学校を使用しているが、使用許可条件が厳しく年々開催しづらくなっている。天候に左右されずに実施できる企画と参加者が楽しめるイベントを、考慮して実施したい。 会場設営に係る電飾装置配線については、ボランティアで対応できる範疇ではないので、次年度以降の事業実施でも引き続き専門の事業委託費を見込む必要がある。 財源については、協賛金や参加団体からの負担金など、自主財源の確保について引き続き検討していきたい。
--------------	---

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	260,000	260,000	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	8,400	41,571	まちちから協議会負担金（不足分）
計	268,400	301,571	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
物品費	30,000	60,000	うちわ単価120円（500本）
印刷製本費	20,000	15,771	チラシ（3,500部）8,221円 ポスター（100部）7,550円
委託費	193,900	216,000	電飾装置配線工事費（168,000円） 撤去工事費（36,000円） 電球6個を追加購入（12,000円）
保険料	9,310	9,800	賠償責任保険（9,310円） 振込手数料（490円）
予備費	15,190		
市へ返還	0	0	
計	268,400	301,571	